

知立市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、知立市において家庭での効率的なエネルギー利用の促進を通して温室効果ガスの削減を図るため、住宅用地球温暖化対策設備（以下「設備」という。）の設置に要した費用の一部を、予算の範囲内で補助する知立市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、自ら居住する市内の住宅（集合住宅等を含む。以下同じ。）に新たに次条に規定する補助対象システムを設置する者（以下「設置者」という。）又は当該システムを設置する市内の住宅（以下「補助対象システム付建売住宅」という。）を自らが居住する目的で購入する者（以下「購入者」という。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 第8条に規定する実績報告書の提出時に市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により知立市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 知立市税を滞納していない者

2 借用して居住する住宅に補助の対象となる機器（以下「補助対象システム」という。）を設置しようとする設置者は、補助対象システムを設置することについて、当該住宅の所有者の承諾を得なければならない。

(補助対象システム及び補助金の額)

第3条 補助対象システム及び補助金の額は別表第1に掲げるとおりとする。

2 補助金の交付は、世帯ごとに行うものとし、同一の補助対象システムに対しては、同一年度内において1回に限るものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする設置者は、補助対象システムに係る設置工事に着手する予定日の10日前までに、知立市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付申請書（様式第1。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) システム設置概要書（様式第2）

(2) システムの設置予定場所の案内図

(3) システムの設置予定場所の配置図

(4) 工事請負契約書（契約書がない場合は見積書）の写し

(5) 所有者の承諾書（借用する住宅に補助対象システムを設置する場合に限る。）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする購入者は、補助対象システム付建売住宅の引渡し予定日の10日前までに交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 前項第1号から第4号までに掲げる書類

(2) 補助対象システム付建売住宅の売買契約書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付申請書の受付)

第5条 市長は、交付申請書を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。ただし、受付の停止以後においても、補欠受付を先着順に補欠番号を付して行い、既に交付申請書を受け付けた者の交付申請書の取下げ又は補助金の不交付の発生に応じて、補欠として番号順に交付申請書を受け付けるものとする。

2 前項の場合において、補助金の交付申請額が予算の範囲を超える日に提出された交付申請書の受付又は補欠受付は、抽選により決定するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、交付申請書を受け付けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、知立市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付決定通知書(様式第3)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業の完了後30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに知立市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金実績報告書(様式第4。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) システム設置に要した費用に係る領収書の写し

(2) 領収金額内訳書(様式第5)(住宅用太陽熱利用システムは除く)

(3) 申請日以後に発行された住民票の写し(閲覧について承諾がある場合を除く)

(4) 申請日以後に発行された市税を滞納していないことを証明する書類(閲覧についての承諾がある場合を除く)

(5) 補助対象システムの区分に応じ、別表2に定める書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による実績報告後、速やかに知立市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付請求書(様式第6)を提出し、市長はこの請求に基づき補助金を交付するものとする。

(計画変更)

第9条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後において次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに知立市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金計画変更承認申請書（様式第7。以下「変更承認申請書」という。）及びその他市長が必要と認める書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) システム設置概要書に記載された出力又容量値に変更があったとき。
- (2) 補助対象システムの設置又は補助対象システム付建売住宅の購入を中止するとき。

2 市長は、変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、計画の変更を承認する場合は、知立市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金計画変更承認通知書（様式第8）により、交付決定者に通知するものとする。

（軽微な変更）

第10条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後において、システム本体の型式の変更その他の補助金交付決定額の変更を伴わない変更を生じたときは、速やかに知立市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金計画変更届出書（様式第9）及びその他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、知立市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取消通知書

（様式第10）により、申請者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定者が、第7条に規定する日までに実績報告書を提出しなかったとき。
- (3) 第9条第1項第2号の申請が、同条第2項により承認されたとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、当該交付決定者に対し、返還請求をする日から起算して30日以内にその全額を返還するよう命じるものとする。

（他の補助金等との関係）

第13条 この補助金は、県その他の団体が交付する補助対象システムに係る補助金等の受給を妨げない。

（現地調査）

第14条 市長は、補助金を適正に交付するため、システムの設置工事の状況を必要に応じて施工の現場において確認するものとする。

（協力要請）

第15条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて地球温暖化対策に関するアンケートその他の協力を求めることができる。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。